

が税源移譲





納税額が変わるのは・・・

所得税▶平成19年1月分から 住民税▶平成19年6月分から

総務省·全国地方税務協議会◆

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお同い古わせへ ●総務省 http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html





平成19年から◆

あなたの所得税・住民税が変わります。◆

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。◆

何が変わるの?�

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえ るのが、今回の「税源移譲(ぜいげんいじょう)」。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、 国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。◆

どう変わるの?�

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービス を受けられるようになります。◆

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、6段階に細分化◆ 住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、一律10%に◆ (係道府県民根4%・市区町村民税の約)◆

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになり ます。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。◆



◎税源移譲以外の主な変更点◆

● 定率減税が廃止されます。 �

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を 踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)◆

平成18年◆

所得税:平成18年1月分から◆ 税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)◆

住民税: 平成18年6月分から◆ 税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)◆

平成19年以降◆

所得税:平成19年1月分から廃止◆

住民税:平成19年6月分から廃止◆



●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下 の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が 平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置



